

令和6年度の決算に係る

健全化判断比率審査意見書
資金不足比率審査意見書

青森県監査委員

青 監 査 第 33 号

令 和 7 年 9 月 10 日

青森県知事 宮 下 宗一郎 殿

青森県監査委員 佐々木 知 彦

青森県監査委員 三 浦 朋 子

青森県監査委員 木 明 和 人

青森県監査委員 菊 池 勲

令和 6 年度の決算に係る健全化判断比率審査意見書

及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和
6 年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの
算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙の
とおり意見書を提出します。

目 次

令和6年度の決算に係る健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の結果及び意見	
1	審査の結果	1
2	審査の意見	
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	2
(4)	将来負担比率	2

令和6年度の決算に係る資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の方法	3
第 3	審査の結果及び意見	
1	審査の結果	3
2	審査の意見	
(1)	青森県工業用水道事業	4
(2)	青森県下水道事業	4
(3)	青森県病院事業	4
(4)	青森県港湾整備事業	4

健全化判断比率審査意見書

令和 6 年度の決算に係る健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度の決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、青森県監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし算定過程に誤りがないか
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか
- 3 算定の基礎となる書類等が適正に作成されているか

などに重点を置き、決算諸表その他の帳簿及び証書類等と照合精査を行うとともに、歳入歳出決算審査、公営企業会計決算審査及び公営企業の資金不足比率審査なども参考にして、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査の結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づいて作成され、かつ正確であるものと認められる。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％)

区 分	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和 6 年度決算	令和 5 年度決算		
実 質 赤 字 比 率	－	－	3. 7 5	5
連結実質赤字比率	－	－	8. 7 5	1 5
実質公債費比率	1 3. 4	1 3. 4	2 5	3 5
将 来 負 担 比 率	5 8. 0	6 4. 6	4 0 0	

注 「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示す。

2 審査の意見

健全化判断比率は、次のとおり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、1 3. 4 %であり、早期健全化基準の 2 5 %を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、5 8. 0 %であり、早期健全化基準の 4 0 0 %を下回っている。

資金不足比率審查意見書

令和 6 年度の決算に係る資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度の青森県工業用水道事業、青森県下水道事業、青森県病院事業及び青森県港湾整備事業の決算に係る公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、青森県監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし算定過程に誤りがないか
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか
- 3 算定の基礎となる書類等が適正に作成されているか

などに重点を置き、決算諸表その他の帳簿及び証書類等と照合精査を行うとともに、歳入歳出決算審査及び公営企業会計決算審査なども参考にして、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査の結果、公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づいて作成され、かつ正確であるものと認められる。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％)

区 分		資 金 不 足 比 率		経営健全化 基 準
		令和 6 年度決算	令和 5 年度決算	
法 適 用 企 業	青 森 県 工 業 用 水 道 事 業	—	—	2 0
	青 森 県 下 水 道 事 業	—	—	
	青 森 県 病 院 事 業	—	—	
法 非 適 用 企 業	青 森 県 港 湾 整 備 事 業	—	—	

注 1 「法適用企業」とは地方公営企業法を適用する公営企業をいい、「法非適用企業」とは同法を適用しない公営企業をいう。

2 「—」は、資金の不足額が生じていないことを示す。

2 審査の意見

資金不足比率は、次のとおり、いずれの公営企業も経営健全化基準を下回っている。

(1) 青森県工業用水道事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(2) 青森県下水道事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 青森県病院事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(4) 青森県港湾整備事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。